

ISO,IEC データベースの使用に関する利用規約

一般財団法人日本規格協会（以下「JSA」といいます。）は、International Organization for Standardization（以下「ISO」といいます。）及び International Electrotechnical Commission(以下「IEC」といいます。)データベースの販売に関する権利を保有しております。

ISO,IEC データベース製品(以下「データベース商品」といいます。)を JSA より購入いただく場合は本利用規約に同意いただき、「ISO,IEC データベース専用注文書」*にてお申し込み下さい。

*JSA へのお申込み者を以下、「使用者」といいます。

1. ライセンスの供与

JSA は、有効期間中、データベース商品に関する非独占的かつ譲渡不能のライセンスを使用者に供与します。本利用規約の規定に従って使用者に供与される権利は、次のものに限定されます。

1) データベース商品は、著作権で保護され、当該著作権は著作権者に帰属します。

使用者は、自ら又は第三者をして、データベース商品のいかなる部分であっても、合体、改変、翻訳、修正、翻案、貸与、リース、販売、サブライセンスの供与、譲渡、その他の形態の移転並びにデータベース商品に表示されているウォーターマーク、著作権表示等の除去を行ってはなりません。

2) 使用者は、「ISO,IEC データベース専用注文書」に記載された利用サイト及び同時アクセス数の範囲内で、データベース商品がインストールされた IEC が管理するデータサーバにアクセスする方法にて、データベース商品を自己の従業員による内部利用に限定して、閲覧により使用することができます。

3) JSA は、前号の使用に際して、IEC のデータサーバにアクセスするためのログイン ID 及びパスワードを、使用者に発行します。

4) 使用者は、自己の従業員以外の第三者がデータベース商品にアクセスすることを許諾してはいけません。

5) 使用者は、日本国外からデータベース商品にアクセスすることを許諾してはいけません。

6) 使用者は、自ら又は第三者をして、コンピュータその他の記録媒体にデータベース商品を複製又は一時的保存をしたり、第三者への提供、転送等をしてはいけません。ただし、自己の従業員が一時的に使用するために、紙コピーを1部作成することができます。当該紙コピーを作成する場合であっても、データベース商品に表示されているウォーターマーク、著作権表示等の除去を行ってはならないとともに、紙コピーを第三者に配布しないこととし、かつ使用終了後は紙コピーを廃棄するものとします。

7) 使用者は、自己又は自己の従業員がデータベース商品の不正な複製、再製、公衆送信等著作権法に違反する行為その他本契約に違反する行為を行わないことを保証するとともに、その実行のために最善を尽くすものとします。

8) 使用者は、JSA 又は JSA の指定する代理人若しくは会計士に対して、本利用規約の規定の遵守を保証す

るために必要なすべての情報を提供するものとします。また、使用者は、JSA 又は JSA の指定する代理人若しくは会計士が、本利用規約に従った使用をしているか調査するために、使用者の会社・事業所等建物内に立ち入ってデータベース商品を使用しているコンピュータを監査することに使用者は同意するものとします。

2. 有効期間

本利用規約の有効期間は、JSA が定める利用開始日より1年間とします。利用時間は ISO 中央事務局、IEC 中央事務局の現地時間に従います。

3. ライセンス料のお支払い

使用者は、有効期間中におけるライセンス料を JSA からの請求書に基づき、請求書受領後 60 日以内にお支払いください。

4. 更新

使用者は利用の更新を行う場合は、有効期間が終了する 2 週間前までに「ISO, IEC データベース専用注文書」にて JSA へお申込み下さい。有効期間終了 2 週間前を過ぎてのお申し込みの場合、新規のお申込みとなり、1 年目の利用金額となります。

5. データベース商品の使用中断、遅延

IEC のサーバ、ネットワーク機器、通信回線等の故障、停電、天災、保守作業、その他の理由の如何を問わず、データベース商品に関するサービスの中断、遅延が発生したことにより使用者が損害を被った場合においても、JSA 及び IEC は、当該損害についての責任を一切負わないものとします。

6. 解除

1) JSA は、使用者が次の一号に該当する場合は、データベース商品の利用許諾を解除することができます。

①本契約規定に違反し、JSA がこれの是正を書面にて使用者に求めた後、30 日を経過しても是正されない場合

②支払停止又は支払不能状態に陥った場合

③解散した場合

2) JSA は、前号の解除権行使とともに、使用者に対し残ライセンス料相当額を違約金として請求することができます。

3) JSA は、前号の規定にかかわらず、第 1 号のいずれかの規定に定める事由により違約金を上回る損害を被った場合には、当該損害の賠償を使用者に請求することができます。

7. 提供の中止

- 1) 前項の場合を除き、有効期間中にかかわらず、JSA は、データベース商品の更新中止、電子形式での供給停止等本事業からの撤退を行うようなやむを得ない場合に限り、中途解除することができます。この場合、JSA は、原則として、使用者に当該解除の 3 ヶ月前までにその旨を告知します。
- 2) 前号の場合には、当該解除日までの日割りにて、ライセンス料を清算するものとし、JSA は使用者に対し、解除翌日からのライセンス料を請求しないものとします。
- 3) 本項の場合の JSA の責任は、本項規定に限定するものとし、JSA は他の一切の責任を免れるものとします。

8. 責任の制限

- 1) JSA 及び IEC は、データベース商品の内容についていかなる保証も行わず、また、使用者がデータベース商品を使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的な損害・損失を含め、間接的、付随的、又は結果的損失、損害についての責任を一切負わないものとします。
- 2) 使用者は、データベース商品を使用又は保有したことから生じる結果について責任を負うものとします。

9. 秘密保持

使用者及び JSA は、本利用規約の各条項、及び本利用規約の履行に関連して知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）を秘密として保持し、有効期間中及び有効期間終了後といえども、これを目的以外に自己利用したり、第三者に開示漏洩してはいけません。

10. 反社会的勢力等

使用者が以下に該当する場合には、JSA は使用者に対して何ら催告することなく終了することができるものとし、使用者はこれに異議を述べないこととします。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合、又は反社会的勢力であった場合
- 2) 自己又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる等をして妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合
- 3) 自己又は第三者を利用して、自己又はその関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある

言動、態様をした場合

11. 準拠法及び管轄裁判所

本利用規約は、日本国の民法、著作権法、その他の法律に準拠し解釈されるものとし、本利用規約に関し紛争が生じた場合には、使用者は東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに合意します。

以上